

中標津町運動公園の利用方法（スピードスケート場・アイスホッケー場）

《 施設 について 》

- (1) スピードスケート場ではスピードスケート、アイスホッケー場ではアイスホッケーと長靴アイスホッケーとの使用ができます。
※その他の使用についてはご相談下さい。
- (2) 利用時間は9：00から21：00までとします。
※12月30日～1月5日は、午後4時までの利用時間となります。
※天候やリンクコンディション不良により使用ができない場合があります。

《 利用 方法 》

- (1) 管理棟の受付窓口で受付をしてからご利用ください。
※小リンクの使用についても受付が必要となります。
- (2) 個人使用料（高校生以上）は受付時にお支払いください。

《 専用 使用 について 》

- (1) スピードスケート場及びアイスホッケー場を貸切で使用する場合は事前に「中標津町営体育施設等使用申込書」にて申込み、許可を受ける必要があります。
※ 中標津体育館又は中標津町運動公園で申込みを行いません。
※ 大人（18歳以上の方、ただし高校生は不可）の代表者による申込みが必要となります。
- (2) 使用できるのは、代表者が明確な団体・チームなどで使用開始時間に最低10名以上が集合できる事が条件です。
- (3) 重複して申込みがあった場合、調整し使用者を決定します。

《 利 用 料 金 》

区 分		1回券	6回券	シーズン券
個人使用	中学生以下	無料	無料	無料
	一般・高校生	103円	515円	1,545円
専用使用	専用使用料（30分）	515円（スピードスケート場は半面） 1,030円（営利を目的とした場合）		

※ 専用使用において30分未満の使用は30分とします。

※ 使用料の払い戻しは、原則致しません。

《 注 意 事 項 》

- (1) スケート靴以外のものでリンク内へ入らないこと。（長靴アイスホッケーを除く）
- (2) リンク内では必ず帽子と手袋をつけること。
- (3) スピードスケート場の中では立ち止まらないこと。
- (4) スピードスケート場は左回りでの滑走を守ること。
- (5) スピードスケート場では上級者はインコース、初心者はアウトコースを滑走すること。
- (6) アイスホッケー場ではリンクサイドの枠の上に物を置かないこと。
- (7) アイスホッケー場は一般利用での、スティック及びパック等の使用を禁止します。

【お問い合わせ】

○中標津町運動公園管理棟 住所 中標津町緑ヶ丘6番地3（Tel 72-8003）

○中標津体育館 住所 中標津丸山1丁目5番地（Tel 72-2316）

中標津町営体育施設等 指定管理者 一般財団法人中標津町文化スポーツ振興財団